

新旧対照表

○ 高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱

新 (略)	旧 (略)
<p>(補助対象経費、補助率等)</p> <p>第3条 対象となる慰霊碑は、県内に建立された民間団体の所有する慰霊碑及び付帯設備（慰霊碑の敷地を形成する階段、石垣、手摺、柵等の構造物・構築物をいう。以下同じ）とする。</p> <p>2 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体、補助対象経費、補助基準額、補助率は、別表第1に掲げるとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(補助の決定)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 市町村は、第2条第2号に規定する間接補助金を交付する場合は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(補助対象経費、補助率等)</p> <p>第3条 対象となる慰霊碑は、県内に建立された民間団体の所有する慰霊碑及び付帯設備（慰霊碑の敷地を形成する階段、石垣、手摺、柵等の構造物・構築物をいう。以下同じ）とする。</p> <p>2 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体、補助対象経費、補助基準額、補助率は、別表第1に掲げるとおりとし、補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と第3欄に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(補助の決定)</p> <p>第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、補助事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 市町村は、第2条.....に規定する間接補助金を交付する場合は、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1項第4号から第7号まで（同条第2項第4号の規定によりこれに準ずる場合を含む。）、同条第2項第2号、同条第3項、第7条、第8条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

申請額（変更後）	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引増 減額	金	円（A）－（B）

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1）（既提出分と変更がない場合は、省略可）
- (2) 事業計画書（別紙2）（変更前を上段、変更後を下段に併記）
- (3) 収支予算書（別紙3）（既提出分と変更がない場合は、省略可）

（略）

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

申請額（変更後）	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引増 △ 減額	金	円（A）－（B）

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1）（既提出分と変更がない場合は、省略可）
- (2) 事業計画書（別紙2）（変更前を上段、変更後を下段に併記）
- (3) 収支予算書（別紙3）（既提出分と変更がない場合は、省略可）

（略）

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の変更交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 精算額調書（別紙1）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 収支精算書（別紙3）
- (4) その他

（略）

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の変更交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 精算額調書（別紙1）
- (2) 事業実績.....書（別紙2）
- (3) 収支精算書（別紙3）
- (4) その他

（略）